

新たな財政支援制度（基金）等について

- 先の通常国会で成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）において、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」（平成元年法律第 64 号）が「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に改正され、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保するため、医療・介護の統合的な計画の策定に向けた措置や、医療・介護を対象とした新たな財政支援制度（基金）が創設された。
- 厚生労働大臣は、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（総合確保方針）を定めなければならないこととされており、都道府県は、総合確保方針を踏まえ、市町村等と連携・共同しながら、新たな基金を活用し、医療・介護サービスの提供体制の総合的・計画的な整備等を推進することとなる。
- 基金は各都道府県に造成し、各都道府県が策定する計画（都道府県計画）に基づき事業を実施するものであるが、今年度はまず医療分野を対象とし、介護分野については、次期介護保険事業計画がスタートする平成 27 年度から実施することとしている。
- 基金による財政支援の対象となる事業には、介護施設等の整備に関する事業や介護従事者の確保に関する事業等が含まれるが、具体的な対象事業の内容や基金の財源規模等については、平成 27 年度予算編成過程で検討していくこととなるため、今後、適宜情報提供していきたいと考えている。

1. 基本的な考え方

- 2025 年の超高齢化社会の到来を見据え、慢性疾患や複数の疾病を抱える高齢者の増加が見込まれる中、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保し、患者の早期の社会復帰を進めるとともに、高齢者が重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して日常生活を継続することができる社会を実現する必要がある。

- 特に、認知症高齢者、単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれる中、病床の機能分化・連携等に伴って退院患者が増加すること等も踏まえれば、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、地域包括ケアシステムを構築することを通じて、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進していくことが求められており、そのためには、
 - ① 介護施設等の整備に関する事業
 - ② 介護従事者の確保に関する事業
 - ③ その他地域の医療・介護の総合的な確保のために必要な事業を着実に実施していく必要がある。

- こうした事業については、平成21年度以降、臨時特例的な措置として都道府県に基金を設置し、毎年度の補正予算で基金の積み増し等を行ってきたところであるが、新たな財政支援制度に基づく基金については、法律に基づく恒久的な制度として都道府県に設置するとともに、当該基金の財源として、消費税増収分を毎年度の当初予算で措置するものであり、安定した財政基盤の下で、今後必要とする介護基盤の整備を着実に推進することとしている。

- 新たな財政支援制度については、
 - ① 国が策定する総合確保方針を踏まえ、都道府県がリーダーシップを発揮し、市町村等と連携・協働しながら基金を活用し、都道府県域内における医療・介護サービスの提供体制を計画的かつ総合的に整備するものであり、
 - ② この制度の実施に当たり、都道府県に設置する基金の運用については、都道府県の裁量性を重んじ、柔軟に対応できる設計にしていくことから、自ら基金を設置し、都道府県計画に掲げる事業の実施主体である都道府県が事業に要する経費の1/3を負担することとしている。

- この地方負担分に係る地方財政措置については、財政当局と調整中である。

- なお、他の補助金等で措置されているものは対象とはならないものと考えている。また、基金の趣旨に鑑み、既に一般財源化されたものや地方単独事業の単なる新基金への付替えについては慎重に検討すべきと考えている。

2. 留意事項

- 基金については、その財源が消費税増収分をもって充てられることに鑑み、効率的かつ質の高い医療提供体制及び地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域における医療・介護の総合的な確保に結びつく事業に充てることにより、消費税増収分を地域の住民に還元していくことが重要である。
- 特に介護分野においては、高齢化の状況、介護施設等の整備状況、介護人材の需給状況等については地域ごとに異なることから、地域の実情に応じて策定する介護保険事業（支援）計画に基づいて介護施設等の整備や介護従事者の確保などの取組を進めていくことが期待される。
- 介護施設等の整備については、平成 27 年度より開始される第 6 期介護保険事業計画においては、新たに 2025（平成 37）年のサービス水準の推計も行い、中長期的な視野に立った施策の展開を図っていただきたいと考えており、地域包括ケアシステムの構築に向けて、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応サービス、認知症高齢者グループホーム、地域密着型特別養護老人ホーム等の着実かつ計画的な整備を検討いただきたい。
- また、介護従事者の確保については、第 6 期介護保険事業支援計画から、都道府県に需給推計を行っていただくとともに、今後見直すことを予定している「福祉人材確保指針」を踏まえて作成していただき、着実かつ計画的な取組を進める必要がある。
- 現在、介護人材の確保方策全般について、厚生労働省に「福祉人材確保対策検討会」を設けて議論を進めているところであるが、基金の事業内容については都道府県の裁量を重視していきたいと考えているので、その議論の内容を参考としつつ、
 - ①多様な人材の参入促進・・・介護のイメージアップによる若年層へのアピールや、きめ細かい求職・求人マッチングなど
 - ②資質の向上・・・介護従事者が研修受講の際の必要な代替要員を確保、各種の研修支援など
 - ③環境改善・・・介護従事者等の勤務環境改善の支援などの観点から、事業内容を検討いただきたい。
- その際には、平成 24 年度から緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく「福祉・介護人材確保緊急支援事業」を活用し、例えば都道府県レベルで協議会を設置し、介護関係団体等が参画・協働して施策を推進する取組をはじめとして、

既に先進的な取組がなされており、それらを参考にしつつ、都道府県の実情に応じた取組を積極的に展開していただきたい。

- 都道府県計画・市町村計画の作成に当たっては、計画の公正性・透明性を確保するため、地域の関係者（介護を受ける立場にある者、介護サービス事業者、学識経験者等）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされていることから、介護保険事業（支援）計画の策定過程の中で、介護施設等の整備や介護従事者の確保に関する事業についても併せて関係者の意見を聴取しながら検討していただきたい。

3. 今後のスケジュール（予定）

6月25日 改正法公布

7月15日 人材の需給推計用のワークシートの配布

7月25日 福祉人材確保対策検討会（「中間的な論点整理メモ」を提示）

7月28日 全国介護保険担当課長会議

8月末頃 平成27年度厚生労働省予算概算要求

9月上旬 総合確保方針の策定（厚生労働大臣告示）

各自治体において、第6期市町村介護保険事業計画・都道府県介護保険事業支援計画の策定作業（介護保険事業計画用ワークシート、介護人材の需給推計用ワークシートを活用）

12月末頃 来年度政府予算案閣議決定（昨年度の例）

※具体的な対象事業の内容や基金の財源規模等が確定

来年初め 福祉人材確保指針（予定）